

【違反対象物公表制度が始まります】

消防法違反の建物を公表します

平成30年

4月1日から
施行します！

違反対象物公表制度とは

市民の方が建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を鈴鹿市消防本部のホームページで確認できる制度です。

・公表の対象となる建物は

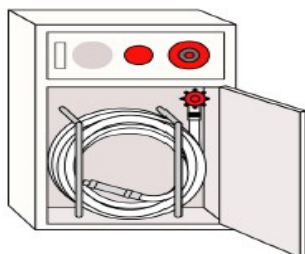
飲食店や物品販売店、旅館、病院、社会福祉施設などの不特定多数の方が利用する建物です。



・重大な消防法違反とは

建物に義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない違反です。

●屋内消火栓設備



●スプリンクラー設備



●自動火災報知設備



・公表する内容は

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容 ④公表した日 を鈴鹿市消防本部のホームページに掲載します。

・公表する時期

消防本部が実施する立入検査で違反を確認し、建物の関係者に違反を通知してから14日が経過してもその違反が継続している場合に違反が是正されるまで公表します。

☆次のような場合には、事前に消防本部予防課までご相談ください。

- 1 現に入居している建物に飲食店や物品販売店、旅館などの不特定多数の方が利用する建物や、社会福祉施設や児童福祉施設等の用途が 新たに入居する場合
- 2 現に使用している建物の 増築や改築、他の建物との接続等を行う場合
- 3 窓の前に荷物や棚を置いたり、合板等で塞いだりする場合

違反対象物情報は消防本部のホームページで公表されます。



公表制度に関するお問い合わせは

鈴鹿市消防本部予防課査察指導グループ

TEL 059-382-9160 まで

